

様式2

生産行程管理業務規程

作成日 令和3年12月2日

更新日 令和7年4月11日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒584-0048）大阪府富田林市彼方1043

（オオサカフトンダバヤシシオチカタ1043）

名称（フリガナ）：富田林市海老芋振興協議会

（トンダバヤシシエビイモシンコウキョウギカイ）

代表者（管理人）の氏名及び役職：会長 浅岡 敬勝

2 農林水産物等の区分

区分名：第1類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類（さといも）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：富田林の海老芋（トンダバヤシノエビイモ）、

Tondabayashi-no-Ebiimo

4 明細書の変更

富田林市海老芋振興協議会（以下「協議会」という）は法第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保に必要な措置

（1）構成員への周知・指導等

協議会は、「富田林の海老芋」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導する。

ア 生産者の手順

生産者は、「富田林の海老芋」の品種、生産地、出荷規格、最終製品の状況を「栽培管理表」に記録し、協議会に提出する。

イ 協議会の手順

協議会の職員から選任される審査員が抽出検品を行い、結果を「出荷簿」に記録する。なお、出荷基準を満たしていないことが疑われる場合には、協議会は、臨時に現地調査を実施することができる。

(2) 手順の妥当性を見直す機会

協議会は年1回以上生産者に対する講習会を開催し、(1)の手順について周知、指導するとともに(1)の手順の妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

協議会は、明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守していないことが確認された場合には、当該生産者に対し警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、協議会は、当該生産者を除名することができるものとする。

7 地理的表示等の適切な使用の確保に必要な措置

協議会は、前記5(1)の周知の際に、地理的表示である「富田林の海老芋」及びGIマークの使用に係る以下の内容についても周知する。

(1) 明細書に記載の生産地及び生産の方法に基づいて生産された海老芋についてのみ、地理的表示である「富田林の海老芋」及びGIマークの使用が可能であること。

(2) GIマークを使用する場合は、地理的表示ある「富田林の海老芋」と併せて使用すること。

(3) GIマークは定められた規程に基づいたデザインとすること。

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

協議会は、地理的表示である「富田林の海老芋」及びGIマークの違反使用を確認した場合は、生産者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、協議会は当該生産者を除名することができるものとする。

9 重大な違反が判明した場合の報告

協議会は、上記6及び8に関して、「富田林の海老芋」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明したときは、速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

協議会は、次の資料をその作成日又は取得日から5年間保存するものとする。

